

瀬戸市訓令第2号

本 庁  
公 所

瀬戸市入札参加者指名審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員<u>8人</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は行政経営部長を、委員は都市整備部長、行政経営部行政課長、行政経営部経営課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長、都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。</p> <p>3及び4 &lt;省略&gt;</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 この委員会に属する事務は、行政経営部<u>行政課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員<u>10人</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は行政経営部長を、委員は都市整備部長、行政経営部行政課長、行政経営部経営課長、<u>行政経営部契約財産課長</u>、都市整備部都市計画課長、<u>都市整備部都市整備課長</u>、都市整備部<u>道路建設課長</u>、都市整備部維持管理課長、都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。</p> <p>3及び4 &lt;省略&gt;</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 この委員会に属する事務は、行政経営部<u>契約財産課</u>において処理する。</p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。